

庄内町のタクシー利用券等の助成について

事業の名称	高齢者運転免許証自主返納支援事業	障がい者社会参加移動支援事業	介護保険高齢者外出支援事業
対象者の要件 (町内に住所があり、かつ、居住している方で右の要件を満たす方)	次のすべてに該当する方（初めて申請する場合） ・有効な運転免許証を自主返納してから1年以内の方 ・自主返納の日において満70歳以上の方	次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳の1～3級所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳の1～2級所持者 ・特別支援学校に通学している方	次のすべてに該当する方 ・65歳以上の方 ・要介護または要支援認定を受けている方 ・在宅で、寝たきりまたは外出に車いすが必要な方 ・介護保険料の滞納がない方
利用できる目的または範囲	特になし	特になし	目的：通院または入退院にかかる医療機関への送迎 範囲：庄内地域
交付される枚数と期間	・初年度 年40枚以内、2～5年目 年20枚以内（交付された月により異なります。） ・初年度を含めて5年間	・タクシー券 年48枚以内または給油券 年24枚以内（交付された月により異なります。） ・対象者の要件を満たす方であれば毎年申請可能	・年24枚以内（支給決定月により異なります。） ・対象者の要件を満たす方であれば毎年申請可能
1枚当たりのタクシー利用券等の額	・タクシー利用券 500円分	・タクシー券 600円分 ・給油券 1リットル分	・町民税非課税世帯 利用料金の9/10の額 ・町民税課税世帯 利用料金の8/10の額
タクシー利用券等を使用できる協力事業者	タクシー 3事業者（うち町内3）	タクシー 12事業者（うち町内3） ガソリン 6事業者（うち町内6）	介護タクシー 5事業者（うち町内2）
その他		入院されている方や、障害福祉施設や特別養護老人ホーム等に入所されている方は申請できません。	介護保険施設入所者、月の半数以上ショートステイを利用した月、3か月以上入院する方、介護認定されていない期間は利用できません。
担当・問合せ先	環境防災課危機管理係 ☎43-0246	保健福祉課福祉係 ☎42-0146	保健福祉課介護保険係 ☎42-0150

※利用する事業を変更したい場合は、現在利用している事業の担当までご相談ください。

（現在利用している事業のタクシー利用券等を使用した場合は、同年度に他事業の利用はできません。）